

「保険金支払不服申立制度」について

不服申立窓口

フリーダイヤル：0120-815-366

受付時間：午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

「保険金支払不服申立制度」の対象とさせていただく案件は次のとおりです

1. 本制度の対象となる案件

保険金のご請求に対して、当社がお支払対象とならない旨をお知らせした案件について、当社対応窓口(保険金サービス部)による説明ではご納得いただけず、申立窓口に対し不服申立を希望される場合にご利用いただけます。

2. ご利用いただける方

保険金をご請求されたご本人(保険金請求権者)、またはご本人から委任を受けた代理人
※代理人の場合は、保険金請求者からの委任内容を委任状・印鑑証明等で確認させていただくことがあります。

(ご利用にあたってのご注意)

本制度をご利用いただく際は、お申立をいただいたお客様の、お名前・生年月日・保険の証券番号・保険の種類・不服の内容等をご確認させていただきます。また、本制度対象外とさせていただく案件がございますので、あらかじめご了承ください。